



# News Letter

## Contents

- 事務所NEWS
- 最新！新立法・改正情報
- 労働法コラム
- 事務局コラム

### 事務所NEWS

#### ■ 新たに弁護士が加わります！

弁護士 倉橋芳英

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

6月となり、春から初夏にかけて、季節の変わり目ですので、体調管理には、くれぐれもご注意ください。さて、弊所は、新規に弁護士を1名、採用を決定致しました。

弊所では、初の女性の弁護士です。現在は、司法修習中であり、実際の執務は、来年の1月からとなります。

明るく、誠実で、優しい人柄の持ち主で、入所後の活躍を期待しています。

今後も、優秀な人材を広く集め、より一層、皆様のお役に立てるようにして参ります。今後とも、よろしくお願い致します。

### 労働法コラム

#### ■ 第3回残業時間の公表義務付けへ

弁護士 田中良太

残業時間の抑制に向けて新しい政策が打ち出されました。2020年までに、従業員の残業時間の公表を義務付けると厚労省が発表したのです。具体的には、**事業者は、ホームページ等で、各月の平均残業時間を、1年に1回、公表することが義務付けられる**ことになりそうです。

公表によって、他事業者との比較が容易になり、**長時間労働の抑制への動機付け**になるという効果が生じると考えられています。また、誤った情報を公開する場合によっては罰則を科すようですから、公表前に労働者の**労働時間がよりきちんと管理される**ことも期待される効果なのだと思います。新聞では、**就職活動中の人達への情報提供**の役割も果たすと言われていました。

今のところ、大企業(従業員数が301人以上の企業)を対象に義務付け、中小企業は努力義務ということになるようです。しかし、努力義務を課すということは、そのまま全面義務付けへと向かうことが容易に想定されますから、**中小企業も注目すべき政策**ということができるでしょう。

そもそも、事業主は労働基準法108条及び109条により、賃金計算のために、労働時間等の記録保存が義務付けられていますから、同じ記録を使えば、月毎の平均残業時間を計算すること自体は難しいものではありません。そして、労働時間を出退勤簿や紙に刻印するタイムカードではなく、パソコン上で管理することができれば、計算に要する時間や人員も大幅に削減できると思います。

反面で、事業主にとっては、**残業時間を公表することに心理的な抵抗**があるとは思いますが。残業が多いということが、「仕事を頑張っている」、「仕事が多い」、「やり手だ」というプラスの評価につながる可能性がある一方で、「効率が悪い」、「人手が足りてない」、「就職先にしたくない」などのマイナスの評価につながる可能性も十分にあるからです。

とはいえ、**生産量を落とさずに残業を減らす、すなわち生産効率を上げていくことは、使用者にとっても労働者にとってもメリット**です。政府は残業時間自体の総量規制(上限年720時間)を打ち出すなど、残業に対する強い態度を示そうとしている中、2020年あるいはその先を見据えて、残業との付き合い方を考えていかれてはいかがでしょうか。





## 最新！新立法・改正情報

## 飲酒も気楽にできなくなる

弁護士 田中良太

さて、新年度が始まり、連休も終わり、皆さんお酒を飲む機会も多かったのではないのでしょうか。4月に、**厚労省に、アルコール健康障害対策推進室を設置した**というニュースが流れました。前回のメルマガで紹介したタバコ規制と似たような展開をたどるのではないかとされています。

ネット上でも大きく取り上げられました。**飲み放題が禁止**されるのではないかと、**飲酒場所の規制**、**お酒の販売時間が制限**されるのではないかと、酒税がますます上がるのではないかとといった疑問が飛び交い、タバコの受動喫煙のように直接飲酒から他人の健康被害を引き起こすわけではないので、規制はおかしいといった意見が多く出されました。

今回の国の動きは、**東京オリンピックに向けた諸外国へのパフォーマンス**という側面も大きいと思います。欧米・イスラム圏における飲酒規制は厳しく、特に公共の場での飲酒が禁止されている国が多いです。日本も海外の基準に合わせることによって、文化的に劣っているという印象をもたれないようにしているのだと思います。

担当省庁が厚労省であることから明らかでしょうが、アルコールによる健康被害を減少させて、**医療費等の経済的損失を減少**させようという狙いがあることも間違いありません。

**酒税を値上げする口実**として、使うことも十分考えられます。

現時点では、厚労省はこのような目的を否定し、「国民的議論なしに飲酒規制の議論は進めない。」といった趣旨の発言をしていますが、自分に都合のいい意見を国民的議論とすることは容易なので、私はあまり信用していません。

もちろん、飲酒によるトラブル、健康被害は後を絶ちません。その対策が必要であることは疑いえないところですが、しかし、誰にも迷惑をかけずに、真面目に酒を売る多くの業者、楽しく酒を飲んでいる多くの客がいるということは無視されてはならないと思います。この点、厚労省も**飲酒規制が国民生活や国家経済に与える影響**の大きさに配慮しようという意識はあるようです。

東京オリンピックに向けて、国内の色々なことが変わろうとしています、身近な問題であるだけに、今後のニュースに注目したいと思います。

## 事務局コラム

## おすすめのスイーツ

大平裕子

こんにちは 事務員の太平です。

今回は「おすすめのお菓子」をご紹介します。

私がご紹介するお菓子は「アンリ・シャルパンティエ」のフィナンシェです♪

なんと、このお菓子は、2年連続年間販売個数世界一☆にギネスにて認定されたフィナンシェなのです！

ギネスに認定されることもすごいのに、2年連続とは、

それでは、さっそくいただきます！！

口に入れた瞬間、バターとアーモンドの香りがフワッと広がります。その上、しつこすぎない甘さなので、食後に食べても、「あと2個下さい！！」と言いたくなるような幸せな味わいです。食感も柔らかいので、子どもから大人までみんなで楽しめそうです。

また、コーヒー・紅茶・日本茶すべてに合う味です。

アンリ・シャルパンティエでは、オンラインショッピングまたは、芦屋本店で購入した場合は、出来立てから24時間以内に作ったものを味わえるそうです♪

みなさまも是非機会があれば食してみてください。幸せな気持ちになれると思います♪

